

# 成年後見制度の見直し等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証について

第5回成年後見制度利用促進会議

資料1

令和7年3月25日

○成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)に基づき、令和4年3月に閣議決定された**第二期成年後見制度利用促進基本計画**(計画期間:令和4年度～令和8年度)では、**基本計画の中間年度(令和6年度)においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うこととされている。**

○このため、令和4年度以降、**成年後見制度利用促進専門家会議**に第二期計画中間検証の準備に関するWGを設置するなどして検証を実施。令和7年3月に**中間検証報告書**を取りまとめ、**成年後見制度利用促進会議(法務・厚労・総務大臣)**に報告。

## 中間検証に係る経緯等

○**第13回専門家会議**(令和4年5月)

⇒「**第二期計画中間検証の準備に関するWG**」を設置

- ・総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ
- ・成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ
- ・地域連携ネットワークワーキング・グループ

○**第二期計画中間検証の準備に関するWG**(令和4年9月～令和6年2月)

⇒意見交換・ヒアリング等を実施(計11回)

※令和5年3月に第14回専門家会議を開催し、WG検討結果・取組状況等の報告

○**第15回～第17回専門家会議**(令和6年3月～10月)

⇒WG検討結果・取組状況等の報告、中間検証に係る意見交換等

○**第18回・第19回専門家会議**(令和6年12月～令和7年2月)

⇒中間検証報告書案について意見交換

中間検証報告書の取りまとめ(令和7年3月)

**成年後見制度利用促進会議**に報告

## 成年後見制度利用促進専門家会議・委員

(◎委員長 ○委員長代理)

- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 青木 佳史  | 弁護士、日弁連高齢者・障害者権利支援センター副センター長       |
| ○新井 誠  | 中央大学研究開発機構教授、日本成年後見法学会理事長          |
| 太田 稔彦  | 愛知県豊田市長                            |
| 大塚 晃   | JDDnet(日本発達障害ネットワーク)政策委員           |
| 上山 泰   | 新潟大学法学部教授                          |
| ◎菊池 馨実 | 早稲田大学理事・法学学術院教授                    |
| 久保 厚子  | 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会顧問              |
| 河野 俊嗣  | 宮崎県知事                              |
| 込山 正秀  | 静岡県小山町長                            |
| 櫻田 なつみ | 一般社団法人日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構理事    |
| 住田 敦子  | 特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター長           |
| 瀬戸 裕司  | 医師、日本精神神経学会、ゆう心と体のクリニック院長          |
| 中村 健治  | 社会福祉法人北海道社会福祉協議会地域共生社会推進部長         |
| 永田 祐   | 同志社大学社会学部教授                        |
| 西川 浩之  | 司法書士、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長   |
| 野澤 和弘  | 一般社団法人スローコミュニケーション代表、植草学園大学副学長(教授) |
| 花俣ふみ代  | 公益社団法人認知症の人と家族の会副代表理事兼埼玉県支部代表      |
| 星野 美子  | 公益社団法人日本社会福祉士会理事                   |
| 水島 俊彦  | 弁護士、日本司法支援センター(法テラス)本部常勤弁護士        |
| 馬渡 直史  | 最高裁判所事務総局家庭局長                      |
| 山下 純司  | 学習院大学法学部教授                         |

# 成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント①

第5回成年後見制度利用促進会議

資料1

令和7年3月25日

## 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

### 各施策の進捗状況等

#### (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ 法務大臣による法制審議会に対する諮問 (R6. 2)

#### (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
- ・ 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施 (R4～)
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討 (R6. 6～)

### 今後の対応

#### (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

#### (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- ・ 日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応
- ・ 生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討
- ・ 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組

## 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

### 各施策の進捗状況等

#### (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・ 各種意思決定支援ガイドラインに共通する**基本的考え方の整理** (R4)
- ・ 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
- ・ 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し (R6)
- ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 34都道府県 (R6. 4)

#### (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

- ・ 市町村や都道府県における受任者調整の推進
- ・ 苦情等に対応する関係機関間連携フローの試行 (R4～)
- ・ 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
- ・ **後見等事務報告書式の見直し** (R7. 4開始)

#### (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- ・ 後見制度支援預貯金・信託の導入割合 72.2% (R6. 3末)
- ・ 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
- ・ 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入

#### (4) 各種手続における後見事務の円滑化等

- ・ 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

### 今後の対応

#### (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・ 意思決定支援に関する情報提供・各種研修の更なる充実
- ・ 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
- ・ 障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討

#### (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

- ・ 権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能の更なる強化
- ・ 受任者調整に関する手引きの作成
- ・ 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
- ・ 更なる報酬助成の推進等の早期検討
- ・ 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討

#### (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- ・ 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進
- ・ 専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進

#### (4) 各種手続における後見事務の円滑化等

- ・ 関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進

# 成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

第5回成年後見制度利用促進会議

資料1

令和7年3月25日

## 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

### 各施策の進捗状況等

#### ア 地域連携ネットワークづくり・機能強化

- 市町村・都道府県における体制整備の推進（補助事業・研修）
- 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
- 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
- 中核機関の整備状況 1,187市町村 (R6.4)
- 地域共生社会の在り方検討会議における検討 (R6.6～)
- 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続

#### イ 包括的・多層的な支援体制づくりの促進

- 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

### 今後の対応

- 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- 地域連携ネットワークの各支援機能の強化に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進等
- 地域共生社会の在り方検討会議における中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討
- 福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡を可能とするためのしくみの整備

## 4 優先して取り組む事項

### 各施策の進捗状況等

#### (1) 任意後見制度の利用促進

- 利用促進に向けた周知活動の継続
- 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施 (R4.12)

#### (2) 担い手の確保・育成等の推進

- 市民後見人養成者数 25,607人 (R6.4)
- 法人後見実施法人数 1,317法人 (R6.4)
- 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援

#### (3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- 都道府県・市町村に対する事務連絡の発出 (R5.5)

#### (4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- 市町村による計画策定・必要な見直し 1,358市町村 (R6.4)
- 都道府県における取組方針の策定 28都道府県 (R6.4)

#### (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- 市町村向けの相談窓口の設置、専門アドバイザーの配置
- 都道府県による協議会設置状況 37都道府県 (R6.4)

### 今後の対応

#### (1) 任意後見制度の利用促進

- 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
- 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

#### (2) 担い手の確保・育成等の推進

- 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
- 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
- 親族後見人に対する支援の充実

#### (3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
- 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討

#### (4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- 市町村・都道府県における取組の充実

#### (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

# 成年後見制度の見直しに向けた検討 (中間試案)

## 成年後見制度

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された  
①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

## 現状及び課題

### 【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要があります。

令和5年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,623万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.1%となった。

### 【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

### 【成年後見制度に関する国内外の動向】

- 令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定
- 令和4年 10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要

## 政府方針

### 第二期成年後見制度利用促進基本計画 (R4.3.25閣議決定 抄)

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

(参考) 障害者の権利に関する条約 (R4.10.7 抄)  
第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

- 28. 一般的意見第1号(2014年) 法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。
- (a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

● 令和6年2月に法制審議会に諮問

諮問第126号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

- 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。
- 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

法定後見の開始の要件、効果等、  
法定後見の終了等

必要性を開始の要件とした上で、開始の際に考慮した必要性がなくなれば終了する案などを検討

成年後見人等の解任（交代）等

新たな解任事由を設ける案などを検討

任意後見人の事務の監督開始の  
申立権者等

新たな申立権者を設ける案などを検討

法制審議会民法（成年後見等関係）部会（部会長：山野目章夫早稲田大学法学学術院教授）

- 令和6年4月～ 部会において調査審議
- 令和7年5月までに20回開催、うち3回の会議で参考人からヒアリング
- 令和7年6月10日に**中間試案を取りまとめ**。同月25日よりパブリック・コメントの手続を実施（同年8月25日まで）  
（第二期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間は**令和4年度～令和8年度**）

ヒアリング

認知症・知的障害・精神障害・発達障害の当事者団体等、障害者支援団体、市区町村、社会福祉協議会、特別養護老人ホーム運営者、国連障害者権利委員会元副委員長

## 法定後見の開始の要件及び効果等、法定後見の終了等

- ▶ 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- ▶ 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。

### ○ 法定後見の開始の要件及び効果等

- 甲 案 現行の後見・保佐・補助の三類型の開始の要件を基本的に維持しつつ、後見の対象者は保佐・補助も利用できるようにするなどの修正をする案
- 乙 1 案 ①判断能力が不十分である者、②特定の事項について保護する必要、③原則として本人の同意を要件として、**成年後見人等に当該本人に必要な特定の事項について代理権・取消権を（個別に）付与する類型**の法定後見を開始する案
- 乙 2 案 **乙 1 案の類型に加え**、①判断能力を欠く常況にある者、②保護する必要を要件として、**成年後見人等に一定の権限（現行の成年後見人の包括的な代理権等よりも狭い権限）を付与する類型**の法定後見を開始する案

### ○ 法定後見の終了

- 法定後見の開始において保護する必要を要件とする場合には、判断能力が回復したときでなくても、**保護する必要がなくなったときに法定後見を終了する案**  
（法定後見の開始において保護する必要を要件としない場合には、判断能力が回復したときに限って法定後見を終了する案）

### ○ 法定後見に関する期間

- 甲 案 期間を設けない
- 乙 1 案 家庭裁判所が**法定後見を開始する際に期間を定め、その更新がない限り、期間満了時に法定後見が終了する案**
- 乙 2 案 **成年後見人等に家庭裁判所に対して定期的に法定後見の要件の存在について報告することを義務付けた上で、要件がなくなったときは法定後見を終了させる案**

## 主な検討事項

### 成年後見人等の解任（交代）等

- ▶ 本人のニーズに合った成年後見人等が選任されるために本人の意見を重視すべきことを明確にすべき。
- ▶ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- ▶ 成年後見人等の権限の行使によって本人の自己決定権が必要以上に制限される。

#### ○ 成年後見人等の選任

- ・ 本人の意見を重視すべきであることを明確にすることを引き続き検討

#### ○ 成年後見人等の解任（交代）

- 甲 案 現行法の解任事由（不正な行為、著しい不行跡など）を維持する案
- 乙 案 現行法の解任事由がない場合であっても、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭に、新たな解任事由を設ける案

#### ○ 成年後見人等の職務及び義務

- ・ 成年後見人等が本人の意思を尊重することの内容（例えば、本人に必要な情報を提供し、本人の意思を把握することなど）を明確にすることを引き続き検討

### 任意後見人の事務の監督開始の申立権者等

- ▶ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

#### ○ 任意後見人の事務の監督の開始

- ・ 本人が任意後見契約の際に公正証書において指定した者に申立権を認めるなど任意後見人の事務の監督を開始する申立権者の範囲について引き続き検討

## その他の検討事項

### 成年後見人等の報酬

家庭裁判所が本人の財産の中から相当な報酬を与えることができるというルールを維持しつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって成年後見人等が行った事務の内容などが考慮要素であることを明確にする案を引き続き検討

# 法制審議会民法（成年後見等関係）部会委員等名簿

（令和7年4月8日現在）

## （部会長）

早稲田大学法学学術院教授

山野目 章夫

## （委員）

弁護士（大阪弁護士会）  
法務省大臣官房審議官  
東京大学大学院法学政治学研究科教授  
日本司法書士会連合会会長  
新潟大学法学部教授  
主婦連合会会長  
一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会顧問  
東北大学大学院法学研究科教授  
株式会社三井住友銀行事務統括部部長代理  
同志社大学大学院司法研究科教授

青木 佳史  
内野 宗揮  
沖野 眞己  
小澤 吉徳  
上山 泰  
河村 真紀子  
久保 厚子  
久保野 恵美子  
佐野 由佳  
佐久間 毅

一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート  
専門員研修機構理事  
日本労働組合総連合会総合政策推進局長  
東京家庭裁判所判事  
法務省民事局長  
弁護士（愛知県弁護士会）  
横浜国立大学理事  
公益社団法人認知症の人と家族の会副代表理事  
公益社団法人日本社会福祉士会理事  
最高裁判所事務総局家庭局長

櫻田 なつみ  
佐保 昌一  
下澤 良太  
竹内 努  
竹内 裕美  
常岡 史子  
花俣 ふみ代  
星野 美子  
馬渡 直史

## （幹事）

京都大学大学院法学研究科教授  
内閣法制局参事官  
最高裁判所事務総局家庭局第二課長  
東京大学大学院法学政治学研究科教授  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課長  
一橋大学大学院法学研究科教授  
法務省民事局民事法制管理官  
厚生労働省老健局認知症総合戦略企画官兼  
地域づくり推進室長  
弁護士（神奈川県弁護士会）

青木 哲  
家原 尚秀  
遠藤 圭一郎  
加毛 明  
  
小林 秀幸  
杉山 悦子  
竹林 俊憲  
  
遠坂 佳将  
根本 雄司

公益社団法人成年後見センター・  
リーガルサポート常任理事  
法務省民事局参事官  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室長  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
成年後見制度利用促進室長  
最高裁判所事務総局民事局第一課長  
法務省民事局民事第一課長  
学習院大学法学部教授  
早稲田大学法学部教授

野村 真美  
波多野 紀夫  
  
羽野 嘉朗  
  
火宮 麻衣子  
不破 大輔  
望月 千広  
山下 純司  
山城 一真

# 地域共生社会の在り方検討会議 概要

## ①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

## ②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

## ③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授

## ④開催状況・今後のスケジュール

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回、9月30日：第4回、10月29日：第5回、11月26日：第6回、12月26日：第7回  
令和7年1月31日：第8回、3月27日：第9回、5月20日：第10回（中間取りまとめ（案））、5月28日：中間とりまとめ公表  
（以降、関係審議会で議論）

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

## 1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
  - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
  - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
  - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
  - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
  - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
    - ※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
  - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
  - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
  - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
  - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

## 2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
  - ※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

## 4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

## 3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

## 5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

# 参 考 资 料

# 担い手の確保・育成等の推進（法人後見）

- 法人後見は、制度の利用者増に対応するための成年後見人等の担い手確保という観点などから、全国各地で取組を推進する必要がある。そのため、以下の取組を実施。

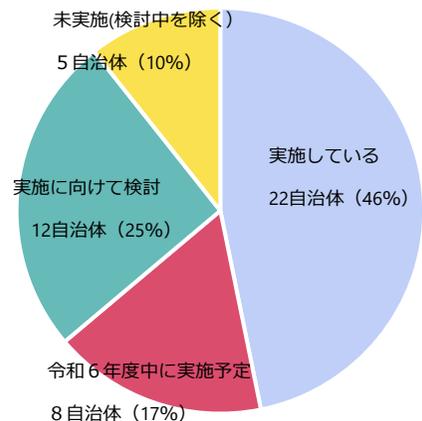
## ◆ 自治体への通知発出及び全国担当課長会議における周知

- 「成年後見制度法人後見支援事業」による法人後見を行う事業所の立ち上げ支援や、都道府県による「法人後見養成研修事業」を新たに国庫補助対象に追加するとともに、令和5年2月に「都道府県による法人後見の推進について」（※）を発出し、先行して研修を実施する都道府県のカリキュラム事例の周知等を実施。  
（※）（令和5年2月9日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）
- また、令和7年3月開催の全国担当課長会議等において、上記について再度周知を行い、当該事業の積極的な活用を依頼。

## 担い手の確保・育成等の推進（法人後見）に係る助成制度の状況

### ◆ 法人後見の担い手の育成

都道府県による法人後見の担い手の養成研修の実施状況



厚生労働省「令和6年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」（令和6年4月1日現在）

市町村が把握している  
法人後見を実施している法人数の内訳

法人後見を実施している法人数合計  
1,231法人→**1,317法人**

うち	
市町村社会福祉協議会	770法人→791法人
社会福祉協議会以外の 社会福祉法人	40法人→50法人
NPO法人	206法人→219法人
一般社団法人	113法人→135法人
弁護士法人・司法書士法人	71法人→87法人
その他	31法人→35法人

※1 調査日時点で市町村が把握している法人後見を実施している法人数であることに留意

※2 内訳については、R3から把握

### ◆ 成年後見制度法人後見支援・養成研修事業（地域生活支援事業費等補助金）

令和7年度予算 502億円の内数

#### （目的）

後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害者の権利擁護を図る。

#### （事業内容）

- ①法人後見実施のための研修
- ②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- ③法人後見の適正な活動のための支援
- ④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

#### （実施主体）

- ①都道府県【令和5年度新規】、市町村
- ②～④市町村

#### （実施状況）

令和5年度：①22自治体（都道府県）、①～④270自治体（市町村）  
（「令和6年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」）

# 成年後見制度利用支援事業の推進

- 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組により、成年後見制度利用支援事業の適切な実施を推進。

## ◆ 自治体への通知発出及び全国担当課長会議における周知

- 令和5年5月に「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」※を各都道府県・各市町村あて発出。同事業の対象として、市町村長申立以外の本人申立や親族申立費用及び報酬、生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬、後見等監督人が選任される場合の報酬等を含むこと等について検討するよう周知。

※ 令和5年5月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室・精神・障害保健課・老健局認知症施策・地域介護推進課連名事務連絡

- また、令和7年3月開催の全国担当課長会議等において、上記について再度周知を行い、成年後見制度利用支援事業の推進について依頼。

## (参考) 成年後見制度に係る申立費用や報酬助成の状況

### 障害者関係

n=1,741 R6.4 1,702自治体

・申立費用及び報酬両助成あり	1,636自治体・94.0%	→	1,645自治体・94.5%
・申立費用助成のみ	10自治体・0.6%	→	7自治体・0.4%
・報酬助成のみ	62自治体・3.6%	→	50自治体・2.9%
・いずれもなし	33自治体・1.9%	→	39自治体・2.2%

### ◆ 成年後見制度利用支援事業

(地域生活支援事業費等補助金)

令和7年度予算 502億円の内数

#### (目的)

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

#### (事業内容)

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

#### (実施主体)

市町村（必須事業） 補助率：国1/2以内、都道府県1/4以内

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
R6.4	1,695	1,233	1,207	948	1,701	1,690	1,690	15	1,687
R5.4	1,707	1,183	1,150	904	1,708	1,689	1,686	13	1,695
R4.4	1,702	1,118	1,093	873	1,703	1,686	1,684	16	1,687

出典：令和6年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果